

平成28年度中小企業支援計画（案）

I. 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境と課題

我が国経済は、2012年末より持ち直しに転じており、企業収益の拡大が賃金上昇や雇用拡大につながり、消費の拡大や投資の増加を通じて更なる企業収益の拡大に結びつくという、「経済の好循環」が回り始めている。しかし、企業と家計の所得増に比べると、設備投資や個人消費など、支出への波及には遅れがみられる。こうした内需の弱さに加え、中国など新興国経済に「陰り」が見えるなど世界経済が不透明感を増していることもあり、2019年10月には消費税率を10%へ引き上げることとし、30か月延期することとした。

中小企業においても、経常利益は過去最高水準に達し、倒産件数は減少し、中小企業の事業者数の減少のペースは緩やかなものとなった。他方で、中小企業の経常利益の拡大は、原材料・エネルギー価格の低下等によるところが大きく、売上の拡大を伴ったものではない。

こうした環境の中で、中小企業・小規模事業者を支援する政策は大きく5つの課題に直面している。

第一に売上高の伸び悩みである。中小企業の売上高は大企業に比べて伸び悩んでおり、中小製造業は横ばい、中小非製造業は建設業以外で低下傾向にある。製造業の生産動向を見ても強い動きとは言えず、非製造業も需要の停滞や大企業、他業種参入による競争の激化が課題となっている。

第二に人手不足である。従業者が1~29人の企業で働く雇用者の数は減少傾向にあり、ここ20年で約212万人の減少となった一方で規模の大きな企業で働く雇用者数は増加しており、従業者500人以上の企業で働く雇用者数はここ20年で約313万人増加した。全体の雇用者数が増加する中、規模の小さな企業で働く雇用者数は減少している。この背景には、依然として規模の大きな企業との賃金の差が縮小しないこと等があると考えられる。

第三に設備投資の伸び悩みである。中小企業が設備投資をしない理由として、足下の2015年では現状設備で十分という理由が68%で最も多く、次いで景気の先行き不透明、借入負担が大きい、と続いている。これらの理由により設備投資が伸び悩んでいるものと考えられるが、結果として設備の老朽化という課題が顕在化してきている。

第四に取引環境の改善である。中小企業の価格転嫁を巡る状況について、交易条件指数を見ると、80年代から90年代にかけては、大企業と中小企業はほぼ連動して推移していたものの、2000年代に入り徐々に大企業と中小企業間に差が生じ、足下でもその差は埋まらずに推移しており、依然中小企業と

大企業の間には取引環境に差があることが分かる。

第五に被災地の復旧・復興である。東日本大震災から5年が経過したが、今なお、土地の嵩上げ工事の遅れなどを背景として復旧が遅れている中小企業・小規模事業者や、原子力災害にかかる風評被害等により十分な販路が確保できず、事業の継続が危ぶまれる事業者が存在している。また、平成28年4月に発生した熊本地震は、広範囲にわたって甚大な被害をもたらすとともに、被災地域での事業所の損壊や宿泊のキャンセルなど、中小企業にも甚大な影響が生じることとなった。こうした被災地の状況を鑑み、原子力災害を含む震災からの復旧・復興が一日も早く進むように、引き続き、施設・設備の復旧や新分野需要開拓を見据えた新たな取組等のハード面での支援に加え、事業活動の再開から売上げの安定に至るまでのソフト面での支援を講じる必要がある。

以上の課題に対し、適切な支援施策を講じることで、中小企業・小規模事業者の成長や持続的発展に万全を期していく。

II. 中小企業・小規模事業者の支援に関する基本方針

今後、さらなる人口減少が見込まれる中、引き続き経済の好循環を維持し、持続的な成長路線をたどっていくためには、企業一社一社の生産性を高め、国内企業の収益力を向上させること、すなわち「稼ぐ力」のある中小企業の層を更に厚くする支援が重要である。こうした中、7月1日には「中小企業等経営強化法」が施行された。

(1) 中小企業におけるITの利活用

人手不足、取引形態の変容等の課題を克服し、売上拡大と費用削減を進め、中小企業が稼ぐ力を高めていくためには、近年発達・普及が著しいITの活用が重要であると考えられる。

(2) 中小企業における海外需要の取り込み

我が国は少子高齢化に伴う総人口、生産年齢人口の減少という構造的な課題から、国内需要は縮小していく可能性がある。他方で、海外市場は拡大しており、また訪日外国人旅行客数も増加傾向にある。さらに、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の合意を背景に、貿易面も含めて、海外との関係は一層深化していくと考えられる。このような状況を踏まえれば、中小企業の売上拡大のためには、海外需要を獲得することも重要である。

(3) 稼ぐ力を支えるリスクマネジメント

グローバル化や情報化の進展、取引構造の変容等を背景に企業の経営環境は大きく変化している。これまで以上に世界規模で不確実性が増大しており、企業は様々なリスクに直面している。我が国の中小企業が成長・発展を遂げるためには、リスクを許容し成長に向けた投資を行うとともに、

将来発生する費用を防止するため、潜在的に抱えるリスクを把握し、そのリスクに適切な対応を行うことが必要である。

(4) 中小企業の成長を支える金融

我が国経済全体の成長を促すには、中小企業がリスクを許容し、販路開拓や生産性の向上を目的とする成長投資を行うことが重要であることに加え、こうした成長投資においては、中小企業への成長投資資金の供給が重要である。

(5) 中小企業の稼ぐ力を決定づける経営力

低収益企業は投資に保守的な傾向が見られるが、高収益企業は、計画的かつ積極的に投資を行い、リスクへの備えも行っている。経営者が理念を明示し、金融機関等外部専門家と連携しながら、現場の意見を聴いて組織的な経営を行い、成長投資と新陳代謝を進め、稼ぐ力を向上させていくことが必要。

なお、本支援計画の策定に当たっては、国、都道府県及び中小機構が、「対話と協力」という基本的な考え方の下で情報交換を行い、それぞれの施策について理解を深め、適切な役割分担の下で緊密に連携し、施策の効果の最大化を目指すことが重要である。

本支援計画をもとに、都道府県において地域の特性を踏まえた多様な取り組みが行われていくことを考えれば、「対話と協力」の重要性は引き続き高まっていくものである。

Ⅲ. 国の事業

1. 事業の実施体制

国においては、国の各支援事業の実施に当たって、都道府県、中小機構の支援事業と適切な役割分担の下で緊密に連携し、「よろず支援拠点」や認定支援機関、商工会・商工会議所等を有効活用しつつ、中小企業・小規模事業者の経営課題にきめ細かく対応する。また、支援事業の実施状況や成果を把握して、その効果を検証することでPDCAサイクルを構築し、不断の見直しを行う。加えて、支援を受けた事業者や支援機関などから意見を聴き、中小企業・小規模事業者にとってより利用しやすい事業となるよう、努める。

2. 事業の概要

平成27年度補正予算や平成28年度予算及び平成28年熊本地震への対応として、5月17日に成立した補正予算において計上された熊本地震復旧等予備費に基づく各支援事業を、上記の観点を踏まえて、以下のとおり実施

する。

(1) 被災地の中小企業へのきめ細かな支援

(1-1) 東日本大震災

①東日本大震災復興特別貸付

157 億円の内数

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として「東日本大震災復興特別貸付」、原発事故に係る警戒区域等の公示の際に当該区域内に事業所を有していた中小企業・小規模事業者や、地震・津波により事業所等が全壊・流失した中小企業・小規模事業者に対する実質無利子化する措置を引き続き実施する。

②「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による再生支援

25.6 億円

「産業復興相談センター」と、債権買取等を行う「産業復興機構」において、引き続き、東日本大震災により被害を受けた中小事業者等の事業再生支援を実施する。

③中小企業組合等協同施設等災害復旧事業

290.0 億円

東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域(岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等)を対象に、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づく施設の整備等を支援する。なお、従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な場合、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組の実施も支援する。

④仮設工場・仮設店舗等整備事業

8.3 億円の内数

本格的な復興の段階に至っていない地域などで事業再開を行うなど、仮設施設によらざるを得ない案件を対象として整備を引き続き行っていく。

⑤事業復興型雇用創出事業

40.6 億円

被災地での安定的な雇用を創出するため、産業施策と一体となって雇

用面から支援を実施する。

(1-2) 熊本地震

①中小企業・小規模事業者の資金繰り支援

200.0 億円

(ア) 日本政策金融公庫・商工中金が実施している災害復旧貸付等を拡充し、「平成28年熊本地震特別貸付」を創設。

(イ) 信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証する「セーフティネット保証4号」の対象地域を、熊本県はもとより、観光産業を中心に影響が広がる九州地方の各県に順次拡大して実施。

②小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資)

1.8 億円

被災小規模事業者の資金繰りを支援。

③中小企業等グループ補助金

400.0 億円

被災中小企業等グループが復興事業計画を作成し、グループに参加する事業者がこれに基づいて行う施設復旧等に対し、その費用の一部を補助する。

④商店街震災復旧等事業

11.0 億円

被災地域(熊本県)の商店街について、被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建替え、街路灯等の設備の改修等にかかる費用、商店街によるにぎわい創出事業にかかる費用を補助する。

⑤被災地域石油製品販売業早期復旧支援事業

2.5 億円

被災地域の早期復旧、生活再建に必要なSS(サービスステーション)の機能回復のため、被害を受けたSSについて、計量機、防火塀、燃料タンク等の設備の補修又は入換工事に要する費用の一部を補助する。

⑥小規模事業者持続化補助金

25.0 億円

熊本地震による影響を受けた地域（九州地方）の小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓等に取り組み際に必要な経費の一部を補助する。

⑦中小企業・小規模事業者等ワンストップ総合支援事業

2.8 億円

熊本地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者等の経営課題解決を支援するため、①九州地域のよろず支援拠点のコーディネーターの増員、②九州地域の中小企業・小規模事業者への専門家派遣（無料、原則3回まで）、③地域経済への影響の大きい誘致企業・中堅企業の事業再開等のサポート体制の強化を行う。

⑧九州地方の地域資源の魅力発信を通じた外国人の消費拡大事業

20.2 億円

熊本地震による直接被害・観光客の急減により大打撃を受けている九州経済の復興を支援する。

(2) 中小企業・小規模事業者の生産性向上支援

(2-1) 技術力の強化

①中小企業等経営強化法の積極的な活用

中小企業の経営力の向上を支援し、生産性向上を支援することを目的として、今年7月1日から、中小企業等経営強化法が施行された。周知・広報を進めるとともに、経済対策により、融資制度の新設など、支援策の充実を図る。

②ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金

1,020.5 億円（27年度補正予算）

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携して、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援した。

③戦略的基盤技術高度化・連携支援事業

139.7 億円

中小企業等が法律の認定を受け産学官金連携して行う、知財マネジメン

トにも配慮した革新的な研究開発や IT 利活用等による新しいサービスモデルの開発等を支援する。

(2-2) 取引条件の改善

④ 下請代金法の運用強化

9.9 億円の内数

公正取引委員会及び中小企業庁が親事業者等に対して書面調査等を実施するとともに、下請代金法違反事実に関する情報提供・申告等を行うための「申告情報受付窓口」により、下請代金法違反に関する情報収集を行い、下請代金法の厳格な運用に努める。さらに、11月に実施する「下請取引適正化推進月間」においては、特別事情聴取を実施し、下請代金法の厳格な運用を図る。

⑤ 相談体制の強化と下請取引適正化

9.9 億円の内数

全国 48 か所に設置する「下請かけこみ寺」において、中小企業の企業間取引に関する相談に対応する(平成 26 年度の相談件数は 5,473 件、無料弁護士相談 681 件)。さらに、27 年度補正予算事業として、下請等中小企業の経営者や営業担当者が、親事業者の調達部門への価格交渉を行う上で必要な価格交渉ノウハウについて、個別指導やセミナー等を行う。

⑥ 下請中小企業・小規模事業者の自立化支援

9.9 億円の内数

下請中小企業振興法に基づき、特定の親事業者への取引依存度の高い下請中小企業・小規模事業者が連携して課題解決型ビジネスを行う事業計画の認定を行い、補助金、融資、保証の特例により支援を実施する。

⑦ 下請取引あっせん、商談会による販路開拓支援

9.9 億円の内数

新たな取引先を開拓したい下請中小企業に対して、「ビジネス・マッチング・ステーション(BMS)」の運用により、自社の希望する業種、設備、技術等の条件に合った製造委託等の受発注情報の提供を行う。

⑧ 下請け事業者への配慮要請等

9.9 億円の内数

下請中小企業振興法に基づく下請事業者及び親事業者がよるべき一般

的基準(振興基準)等について、講習会等で周知を図る。加えて、下請事業者への配慮等を行うよう、関係事業者団体の代表者宛てに要請文を发出する。

⑨中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業

11.0 億円 (27 年度補正予算)

中堅・中小企業と革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し研究機関」との共同研究を支援することで、中堅・中小企業におけるイノベーションの創出を図る。

(3) 小規模事業者の持続的発展支援

①小規模事業者支援パッケージ事業

100 億円 (27 年度補正予算)

全国にネットワークを持ち、地域に密着している商工会議所等を活用しながら、小規模事業者等に対して、経営計画を作成する取組や、その経営計画に基づき販路開拓に取り組む費用を支援するほか、小規模事業者の既存の商圈を超えた広域の販路開拓を支援するため、物産展や商談会の開催、国内外のアンテナショップやインターネットによる販売支援等を実施。

②小規模事業対策推進事業

51.5 億円

全国商工会連合会・日本商工会議所による商工会・商工会議所等に対する指導事業等を支援するとともに、商工会・商工会議所が地域の小規模事業者等と一体となって取り組む特産品開発や観光開発を支援する。また、改正小規模支援法に基づき経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所が行う伴走型の小規模事業者支援を推進する。

③小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資)

39.8 億円 (財政投融资)

日本政策金融公庫が行う、商工会・商工会議所等の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者向けの無担保・無保証人の低利融資及び、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所からの事業計画策定支援を受けた小規模事業者に対する低利融資について、制度の円滑な推進を図るため、日本政策金融公庫に対して補給金を交付する。

(4) 地域経済の活性化・新陳代謝の促進

①中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

54.7 億円

中小企業・小規模事業者の相談にワンストップで対応する都道府県ごとの相談窓口「よろず支援拠点」の機能拡充・強化を図るため、①サブコーディネーターの増員・能力向上によるサービス生産性向上、知的財産戦略、IT等の経営課題に係る相談機能の充実、②サテライト拠点の設置等による利便性の向上、③地域の支援機関との連携強化を図る。

また、「経営者保証に関するガイドライン」の周知・普及により、個人保証に依存してきた融資慣行を改善し、中小企業・小規模事業者の思い切った事業展開や早期の事業再生等を促進する。

②地域・まちなか商業活性化支援事業

20.3 億円

コンパクトシティ化に取り組む「まち（中心市街地）」、地域コミュニティ機能・買物機能を維持・強化する「商店街」において、商業施設等の整備や空き店舗への店舗誘致など、地域商業の活性化の取組に対する支援を行う。

③中小企業・小規模事業者人材対策事業

18.1 億円

ニーズに応じて多様な人材を発掘し、中小企業への紹介・定着まで支援。また、「職場定着支援助成金」(*)の対象拡大や「両立支援等助成金」(*)の拡充といった厚生労働省の関係施策とも連携し、人材不足等に悩む中小企業を支援する。さらに、中小サービス業・ものづくり現場・まちづくりの中核を担う人材や、小規模事業者を支援する人材の育成を実施する。

*上記助成金（厚生労働省計上）の合計額 <当初>138.3 億円（110.2 億円）

④創業・第二創業促進補助金

8.5 億円の内数

地域で新需要を創造する新商品・サービスを提供する創業者の創業費用や、事業承継を契機に既存事業の全部又は一部を廃止し、新分野に挑戦する第二創業者の創業費用及び廃業費用(法手続費用、在庫処分等)に係る助成を行う。

⑤創業支援事業者支援事業

8.5 億円の内数

産業競争力強化法における特定創業支援事業を行う創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づき行う創業支援(創業者への継続的な経営指導、ビジネススキルアップ研修、コワーキングスペース運営事業等)や創業支援の質の向上を図る取組等を支援する。

⑥事業引継ぎ支援事業

58.4 億円の内数

事業者に対して早期かつ計画的な事業承継を促す取組を実施するとともに、より小規模なM&A等によるマッチング支援体制を強化する。

⑦中小企業再生支援協議会

58.4 億円の内数

事業の収益性はあるものの財務上の問題を抱える事業者の経営改善・事業再生を支援するため、中小企業再生支援協議会による窓口相談、再生計画策定支援及びモニタリング等を行う。また、後継者問題を抱える事業者の事業引継ぎを促進するため、事業引継ぎ支援センターにおいて、士業との連携強化や、起業家等とのマッチングの拡充など機能強化を図る。

(5) 中小企業の海外展開支援

①ふるさと名物支援事業

10.0 億円

中小企業・小規模事業者が行う「ふるさと名物」などの新商品・サービスの開発、地域内外への販路開拓の取組等を支援する。「ふるさとプロデューサー」人材の育成や「JAPAN ブランド」の確立を目指したプロジェクトを支援する。また、外国人観光客による消費喚起に向けた地域資源等の磨き上げや海外向けPR活動の支援、伝統的工芸品の産地ブランド化の推進を行う。

②農商工連携等によるグローバルバリューチェーン構築事業

10.0 億円（27 年度補正予算）（新規）

商社等の民間事業者や研究機関等からなる共同事業体が行う、農業生産・加工・流通・海外販売の一連の流れの中での課題を商工業の先端技術やノウハウにより解決する事業を支援し、その成果普及を行う。

③中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業

14.3 億円

海外市場に活路を見いだそうとする中小企業・小規模事業者を支援するため、①JETRO 及び中小機構が連携して行う海外市場等に関する情報提供、事業計画の策定支援、②国内外の展示会展出等への支援、③「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」による支援や事業再編支援、④原産地証明制度に係るセミナー開催及び相談窓口の設置など、進出前から進出後の課題対応まで一貫した支援を実施する。

④新輸出大国コンソーシアム

59.9 億円（27 年度補正）（新規）

中堅・中小企業等の海外展開を支援するため、JETRO、中小機構、NEDO、金融機関などの支援機関を幅広く結集したコンソーシアムを設立。このコンソーシアムでは、専門家が企業に寄り添い、各種支援策を活用しつつ、技術開発から市場開拓まで、総合的に支援する。

（6）事業環境の整備

（6－1）資金繰り支援、事業再生支援

①中小企業・小規模事業者経営力強化融資・保証事業

16.0 億円

認定支援機関の支援を前提とした、日本公庫による創業または経営多角化・事業転換等を行う中小企業・小規模事業者に対する低利融資（女性・若者・シニア創業者は基準金利－0.4%）等を整備することで、経営力の強化を図る。

②借換保証の推進

10.0 億円

中小企業・小規模事業者に対し、既存の保証付融資を新たな保証付融資

に借換え、更に真水(ニューマネー)を追加することを可能とする新たな借換保証を推進する。

(6-2) 消費税転嫁対策、消費税軽減税率対策

③消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業

32.1 億円

中小企業・小規模事業者は、取引相手から転嫁拒否等の違反行為を受けている旨を自ら申し出にくいという実態があることから、悉皆的な書面調査を実施し、474人体制で積極的な情報収集・取締りを実施する。

④消費税軽減税率対応窓口相談等事業

170.0 億円 (27 年度補正) (新規)

消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や巡回指導型専門家派遣を通じたきめ細かいサポート、パンフレット等による周知等を行う。

IV. 都道府県の事業

1. 事業の実施体制

都道府県においては、国との緊密な連携と適切な役割分担の下で積極的に事業の実施に努めるとともに、よろず支援拠点や地域の認定支援機関、商工会・商工会議所等との十分な連携のもとに地域の経済及び実情を踏まえた支援措置の効果を最大限発揮するよう事業の実施に努めることが期待される。加えて、その効果をより確実なものとするため、国の事業との相乗効果を図りつつ、以下に例示する支援事業等の実施や、中小企業・小規模事業者に対する適切な支援が確保されるよう必要な予算の確保に加え、各種支援策のさらなる周知に努めることを期待する。

2. 事業の概要

(1) イノベーションの推進及び創業・事業承継の促進

①経営革新支援事業

中小企業の経営革新を促進するため、中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画の承認を受けた中小企業・小規模事業者等が当該計画に従って行う経営革新の取組を支援する事業。

②公設試験研究機関

地域の振興に資する競争力のある自立した中小企業の育成を目指し、地域産業や企業が抱える課題やニーズを把握し、研究開発、試験分析、技術相談などを通じて、その解決を支援。

③その他の経営の革新や新事業展開、創業への支援事業

その他、地域の実情に応じ、地域資源活用、農商工連携などの新たな事業の取組に加え、海外展開に挑戦する中小企業・小規模事業者に対する支援や創業者の段階に応じた支援事業。

(2) 地域の中小企業・小規模事業者の活性化

①都道府県中小企業支援センター事業

都道府県中小企業支援センターが実施する、中小企業・小規模事業者の抱える専門的な経営課題解決のための相談事業、専門家派遣事業、情報提供等事業、研修事業等。

②中小企業・小規模事業者及び支援機関の人材確保・育成支援

(ア) 支援人材能力開発事業

地域における中小企業支援機関の支援担当者の能力強化に係る研修事業。

(イ) その他中小企業・小規模事業者の人材確保・育成に係る支援事業。

③中小企業連携組織対策事業

組合等の活性化に資する事業を円滑かつ効果的に実施するため、都道府県中央会指導員等の人材育成事業や各組合等の実施している取組事例、官公需に関する情報等を収集・加工し、各組合等に広く情報提供する事業。

④その他の経営基盤の強化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、必要となる支援事業。

(3) 小規模事業者に焦点を当てた施策の展開

①中小小売商業の振興支援

(ア) 商店街振興組合指導事業

都道府県商店街振興組合連合会が各商店街振興組合等に対し指導等を行う事業。

(イ) その他の中小小売商業の振興に係る支援事業。

②経営改善普及事業

全国の商工会、商工会議所及び都道府県商工会連合会が実施する、小規模事業者からの様々な相談に対するきめ細かな対応や、ニーズに応じた専門家の派遣、若手後継者等の人材育成の推進など、小規模事業者の経営改善や経営革新を支援するための事業。

③その他小規模事業者の経営力向上等に対する支援事業。

(4) 消費税転嫁対策を含む中小企業・小規模事業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

①消費税転嫁に関する情報受付窓口設置

消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、違反行為に関する情報の収集や事業者に対する指導または助言等を行う事業。

②経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業・小規模事業者の円滑な問題解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に「経営安定特別相談室」を設置し、中小企業・小規模事業者からの相談に応じる体制を整備する事業。

③その他の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、中小企業・小規模事業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化のために必要となる事業。

V. 独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業

1. 事業の実施体制

中小機構は、第三期中期目標（平成26年2月28日付け財務大臣及び経済産業大臣指示）に基づき、お客様重視を第一とし、地域本部をはじめとした広域的な中小企業・小規模事業者支援の実施体制を整備する。

また、地域支援機関等との連携・協働を一層強め、中小企業・小規模事業者の経営課題に即応した切れ目のない支援を提供していく体制を構築する。

2. 事業の概要

中小機構が行う平成28年度の各支援事業は、上記の観点を踏まえて、以下のとおり実施する。

(1) イノベーションの推進

①地域支援機関連携強化事業

中小企業・小規模事業者の全国的な支援体制を強化するため、機構の知見とノウハウを結集し、地域支援機関等への施策情報等の提供、支援上の課題への相談・助言、優れた支援事例や支援ノウハウの収集・提供、国の政策課題に対応した支援能力を向上させるための専門家等に対する研修、地域レベル・全国レベルでの地域支援機関等の連携の促進等を行う。

②認定経営革新等支援機関支援協力業務

認定支援機関が抱える支援上の課題等に対して、専門家による助言、情報提供のほか必要な協力業務を行う。

具体的には、中小機構の各地域本部での専門家等による窓口相談や出張相談のほか、中小機構の多様な支援ツールを活用した支援を行う。

③地域中小企業普及啓発事業

中小企業施策情報、先進的な企業の事例情報等、中小企業・小規模事業者、都道府県や地域支援機関等の支援担当者等にとって必要な情報をワンストップで提供する中小企業ビジネス支援サイト（J-Net21）を運営する。加えて、中小企業・小規模事業者の経営課題の解決や、支援ノウハウ提供のための調査研究等を行い、得られた成果等の啓発・普及を図る。また、施策浸透フォーラム等の開催等を通じ、中小企業・小規模事業者に対して支援施策の浸透を図る。

④養成研修事業

中小機構は、中小企業大学校等を活用し、経営課題における解決能力の向上を目指す経営者等や、質の高い助言が行える支援人材を育成するため、以下の研修を実施する。

(ア) 経営者等向け研修

企業経営者や経営幹部等を対象に座学による講義に加え、自社の経営データを持ち寄った経営課題の解決策や製造業における現場改善

実習といった実践的な研修を実施する。

特に、経営管理者や後継者等を対象とした他の研修機関では実施が困難な長期研修及び政策要請の高い研修に重点を置く。

(イ) 支援人材向け研修

都道府県や地域支援機関の職員等に対し、中小企業・小規模事業者の経営診断実習や中小企業・小規模事業者の多種多様な事例を活用した演習等に重点をおいた実践的な研修を実施する。

⑤高度化事業

中小企業・小規模事業者が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るために組合等を設立して実施する事業や、第三セクター、地方公共団体、商工会等が中小企業・小規模事業者を支援するために実施する事業に対して、事業計画について都道府県及び中小機構が診断・助言を行うとともに、施設整備に必要な資金を都道府県と中小機構が財源を出し合い長期・低利の融資を行う。

また、既に融資を実行した組合、組合員等に対しては、事業目的の達成や財務状況の改善を支援するため、相談、助言、アドバイザー派遣等により、積極的な経営支援を行う。

⑥創業・新事業創出等支援事業等

女性・若者等の創業者及び創業を支援する地域支援機関等に対する相談・助言、支援施策等に関する情報提供、支援ネットワークの構築支援等を行う。

中小企業・小規模事業者の新事業活動を効果的・効率的に支援するため、地域支援機関等と緊密な連携を図りながら、地域本部等が、農工商連携促進法、地域資源活用促進法、中小企業新事業活動促進法に係る事業活動に取り組む中小企業・小規模事業者に対して計画策定から販路開拓まで一貫した支援を行うとともに、ものづくり分野の高度な技術の事業化、広域的な販路開拓や海外展開など高度な専門性を要する経営課題を抱える中小企業・小規模事業者に対して課題解決に向けた経営支援を行う。

また、中小企業・小規模事業者の販路開拓等を支援するため、首都圏等を中心とした全国規模の商談会等、ビジネスマッチングの場を提供するとともに、新商品等についての市場調査、バイヤー等への情報提供等を行うほか、インターネットを活用した販路開拓支援に取り組

む。

さらに、T P P協定を契機とした中小企業・小規模事業者の海外展開（海外進出、国際取引等）を促進するため、海外展開を図る上で生じる経営課題を解決するために有益な情報提供、アドバイス等を実施するほか、地域支援機関や金融機関と連携し、セミナーや個別相談会等を全国で開催する。加えて、海外展開を目指す中小企業・小規模事業者に対して、事業可能性調査（F / S）支援、国内外の展示会出展支援、W e bサイトの活用等海外販路開拓支援等を行うとともに、日本の中小企業・小規模事業者のパートナーとなるような海外企業との商談会等を開催することで、中小企業・小規模事業者の海外展開を後押しする。

⑦インキュベーション事業

新製品・新技術の研究開発や新分野への進出を目指す中小企業・小規模事業者を対象とし、インキュベーション施設の運営を行うとともに、地域支援機関等と連携を図り、インキュベーション・マネージャー等が事業化に向けた支援を実施する。

(2) 小規模事業者に焦点を当てた施策の展開

①中心市街地商店街等活性化支援事業

中心市街地活性化の推進に当たり、その中心的な役割を果たすことが期待される中心市街地活性化協議会における課題の検討、ネットワーク化の推進等について、中小機構に設置する中心市街地活性化協議会支援センターを中心とした支援を行う。また、中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、商業活性化に関する計画等の診断・サポートを行う。

②中小企業・小規模事業者再生支援事業

各都道府県の商工会議所等に設置されている中小企業再生支援協議会を支援するため、中小企業再生支援全国本部（以下、本項において「全国本部」という。）を設置している。

支援に当たっては、協議会による中小企業・小規模事業者支援の拡大及び質の向上を図るため、協議会における個別の中小企業再生案件に係るアドバイスや公認会計士等の専門家の派遣等を行うほか、協議会及び経営改善支援センター（以下「支援センター」という。）の活動

の分析や業務標準化、成果の見える化や関係機関等のネットワーク構築等を実施することにより、協議会をサポートし、地域の中小企業・小規模事業者の再生を総合的に支援する。

また、全国本部において、協議会と十分協議の上、中小企業・小規模事業者からの相談対応、再生計画策定支援等を行う。

加えて、協議会に設置した支援センターを通して経営改善計画策定支援事業を実施する。具体的には、中小企業・小規模事業者が自らでは経営改善計画を策定することが難しいケースが多いため、公認会計士や税理士等の支援人材（認定支援機関）が同計画の策定を支援していくことが求められており、当該経営改善計画の策定費用等について、支援センターを通じた費用負担を実施するとともに、支援センターにおける支援人材の確保と支援体制の構築を支援し、平成28年度においても一層の利用促進を図る。

そのほか、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家に対し、再生支援のノウハウ習得のための研修やセミナーを開催するほか、協議会の業務に携わる者に対する実践的な研修を行う。

③中小企業・小規模事業者への事業引継ぎ支援事業

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化に伴い、今後、多くの中小企業・小規模企業の経営者が世代交代の時期を迎えることが見込まれており、次世代へのバトンタッチを促すため、課題を抱える中小企業・小規模事業者への啓発普及等に積極的に取り組む。

具体的には、各地の事業引継ぎ支援センターへの相談・助言等の支援や、データベースを活用した売り手中小企業と買い手企業との広域マッチングの支援等を行う。

加えて、同センターの支援能力を向上させるため、専門家等に対して、事業引継ぎに係る支援のノウハウ習得のための研修を行う。

(3) 東日本大震災に係る対応

東日本大震災で被災した地域及び中小企業・小規模事業者の本格的な復興の加速と福島再生に貢献する。具体的には、被災地域において、事業活動再開を希望する複数の中小企業者・小規模事業者が入居する仮施設の整備や仮施設の移設・撤去等に係る支援を実施する。

また、被災地域の地方公共団体・地域支援機関や被災中小企業・小規模事業者に対して専門家を派遣し、地域経済の再生、まちづくりに向けた再建計画の策定や中小企業・小規模事業者の事業再建等の支援を行う。

加えて、機構の支援ツールを活用し、被災中小企業・小規模事業者の販路開拓を支援する。

その他、東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者等を対象とする被災県の貸付事業への支援に加えて、二重債務問題への対応に当たっては、債権買取等を行う「産業復興機構」への出資等を通じて、被災中小企業・小規模事業者の支援を行う。

(4) 熊本地震に係る対応

熊本地震で被災した中小企業・小規模事業者の事業の復旧・再開のための支援を行う。

「中小企業復興支援センター熊本」を開設し、また、被災地域の地域支援機関等や被災中小企業・小規模事業者等に対して専門家を派遣し、復旧・事業再開に向けた助言等を行う。